

新町建設設計画

～自然と語らう Only One のまち～
オンリー ワン

くらしの原点を見つめ
自立と協動による
活力あふれる
地域社会の創造



ダイジェスト版

はじめに
両町村の概要
新町の将来像
まちづくりの基本方針
将来のまちのすがた
まちづくりの主要施策
公共施設の適正配置
財政計画

大飯町・名田庄村合併協議会

〒919-2111 福井県大飯郡大飯町本郷136-1-1
Tel 0770-77-2230 Fax 0770-77-1151
E-mail gappei@town.ohi.fukui.jp
URL <http://www2.inetpia.ne.jp/gappei/>

はじめに

計画策定の趣旨

新町建設計画は、新町の住民の皆さんと行政が一緒に新しいまちづくりを進めるための基本となる計画です。

この計画は、合併して誕生する新しい町をどのように創っていくか、この新しいまちづくりをどのような価値観を持って臨むことが必要なのかを考え、新町の“地域らしさ”を具体化することを目的としたものです。

また、この計画は大飯町と名田庄村が共存を図りながら発展し、新町におけるまちづくりと一体的な活動を、速やかに行うために策定されるものです。

両町村の概要



大飯町と名田庄村は、福井県の南西部に位置し、西は大飯郡高浜町、京都府綾部市、南は北桑田郡美山町、東は小浜市、滋賀県高島市に接しています。面積のほとんどを中山間地が占めており、佐分利川沿いから海岸部に向かって開けた平野、南川とその支流沿いの平地、大島の小浜湾岸の平地が居住地となっています。

	大飯町	名田庄村	合 計
面 積	68.17km ²	143.83km ²	212km ²
総 人 口	6,506人	2,913人	9,419人
総世帯数	2,126世帯	899世帯	3,025世帯

住民基本台帳より
(平成16年4月1日現在)

新町の将来像

山の縁は里やまちを潤す水を育み、さまざま生命を宿す大海へと流れ込んでいます。

わたしたちは、豊かな自然を大切にし、長い歴史に培われた風土を次世代に継承しつつ、新しい社会に適合したまちづくりを進めます。

ものが豊かな時代において、わたしたちの生活環境そのものを見直し、暮らしに安心と潤いを与えることができるまちづくりを推進します。

このまちでなければ得られない生活、このまちでなければ産み出せないもの、このまちでなければできない教育・学習環境整備を基本とし、地域にしっかりと根を張った Only Oneのまちづくりを目指します。

この基本理念に基づき、両町村の魅力を融合させ、住民と行政が一体となり新しいまちづくりを手づくりで進めていきます。



まちづくりの基本方針

「新町の将来像」を実現するために、6つの基本方針に基づいてまちづくりを推進します。

1 自然と共生する生活空間のまちづくり

美しい自然環境や景観を大切に守りながら、循環型社会に適応する環境整備に努め、心やすらげるまちづくりを進めます。また、自然環境に配慮した効率的で効果的な土地利用を図り、安全で安心な暮らしができるまちづくりを目指します。



2 笑顔があふれる福祉と健康のまちづくり

安心と豊かさを実感しながら生涯現役で活躍できるまちづくりを進め、日常生活の中でいきいきと暮らせる環境づくりに努めます。

子どもから大人まで、地域のみんなが手を取り合って支えあうまちを目指します。



3 生きる力を醸し出す人づくり

教育環境の改革と人材育成を推進し、人、組織、地域が協働する社会を創造します。

「助け合い」と「競い合い」の精神を育成し、住民主体のまちづくりを支える人づくりと人材の確保を推進し、学校教育にとどまらず、生涯学び続ける社会教育の創出に努めます。

協働…本来「同じ目的のために協力して働く」という意味の「協働」を用いますが、本計画では「協力して行動する」という意味を込めて「協働」と表記しています。

4 海と山と里に活力を与える産業づくり

地域の豊かな資源の活用により、観光産業と地域の特産品を核とする滞在交流型産業を育成し、誰もが繰り返し訪れたくなるまちを目指します。住民が知恵を出し合い協動し、ここだけの、ここだからできる地域密着型産業の振興を図ります。

5 地域のつながりを活かすまちづくり

住民誰もが気軽に集い語り合える場や機会を創出し、活気とふれあいのある地域づくりを推進します。

より良い地域社会の形成に向け、住民一人ひとりが積極的に参画する気運づくりに努めます。



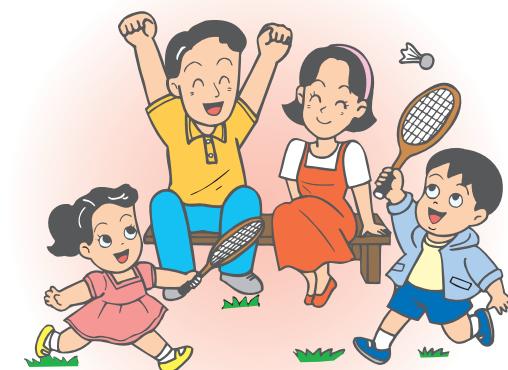
6 安全・健全なまちづくり

住民のニーズと信頼に応えられる地方自治を実現するために、行政運営の効率化と説明責任の確保に努めます。受益者負担の原則に基づく行政サービスのあり方などを見つめ直すとともに、自主財源の確保、財源の重点的かつ効率的な運用を目指します。

将来のまちのすがた

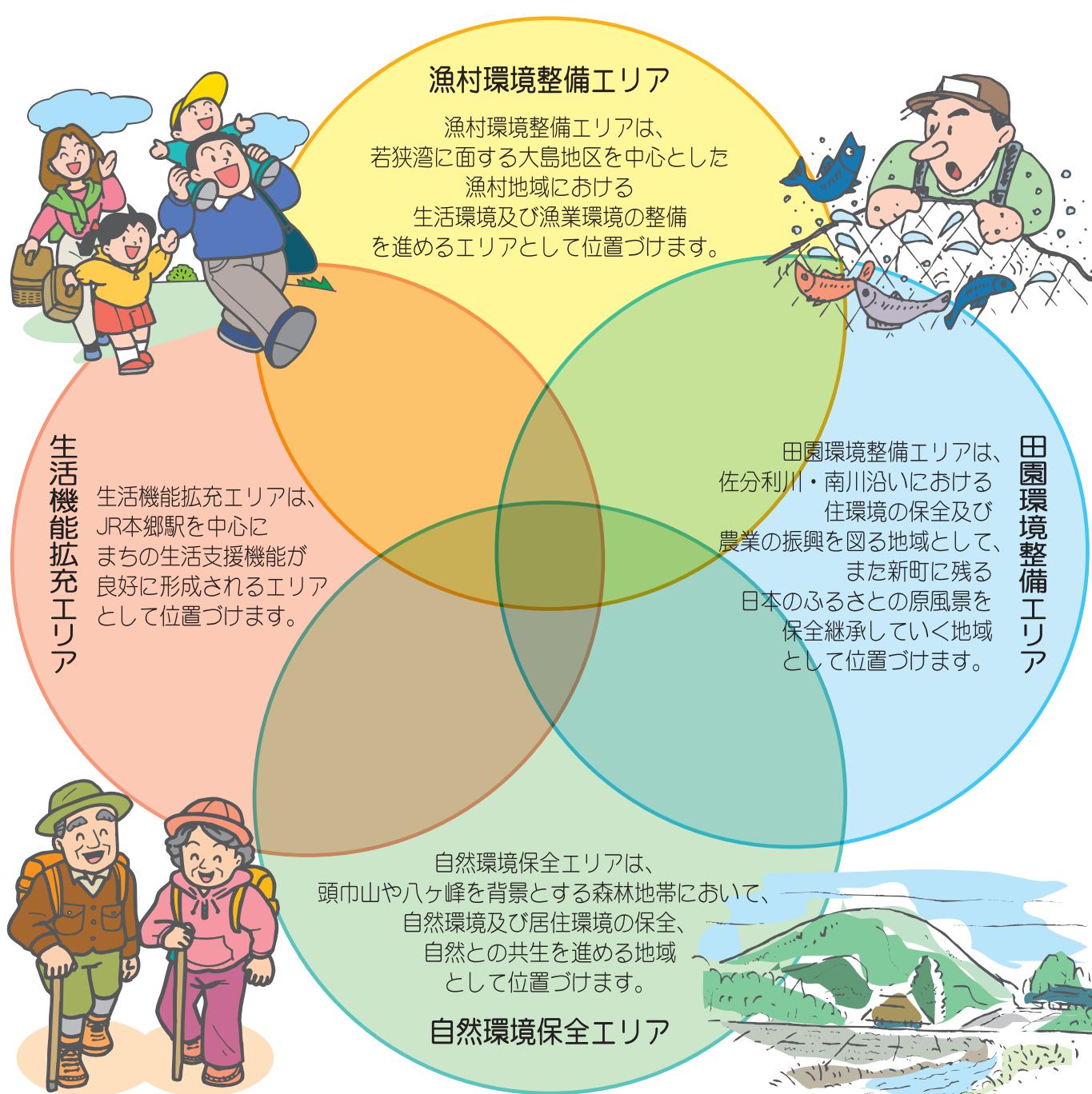
2つの生活拠点

現在の土地利用や宅地の形成状況などから、本郷地区と久坂地区を2つの生活拠点として設定し、まちづくりを進めます。



4つのまちづくりエリア

現在の土地利用の形態を踏まえ、少子高齢化、環境への関心の高まりに配慮したまちづくりを進めるための、4つのエリアを設定します。



3つの活動ゾーン

子どもから高齢者まで住民が生きがいをもっていきいきと暮らせるように、3つのゾーンを設定します。



河川環境美化ゾーン

南川・佐分利川などの美化と環境保全を図るため、河川改修等による維持管理を進めるとともに、水辺の生態や親水空間における憩いのゾーンとします。



湾岸のウォーターフロント拠点ゾーン

青戸の入江に面する埋め立て地区は、多様で複合的な拠点づくりを進め、ウォーターフロントにおけるレジャーを通して、多くの人々が交流できる拠点ゾーンとします。

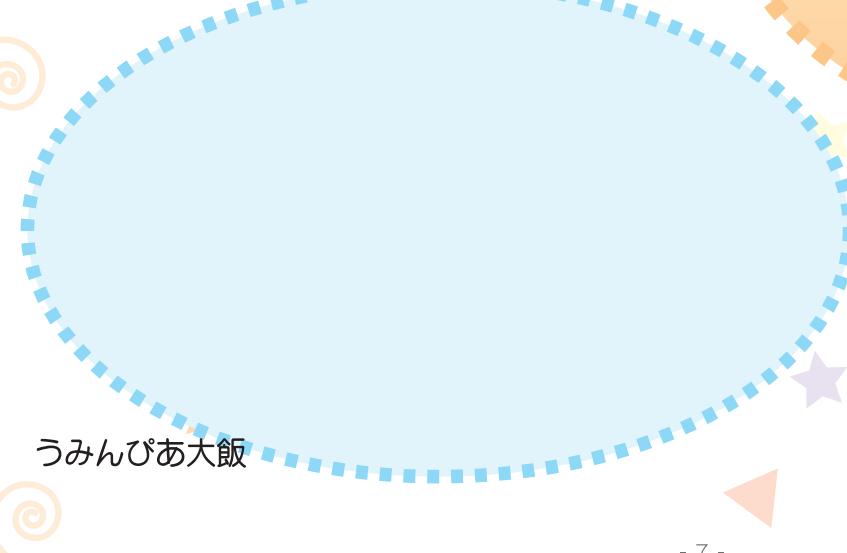
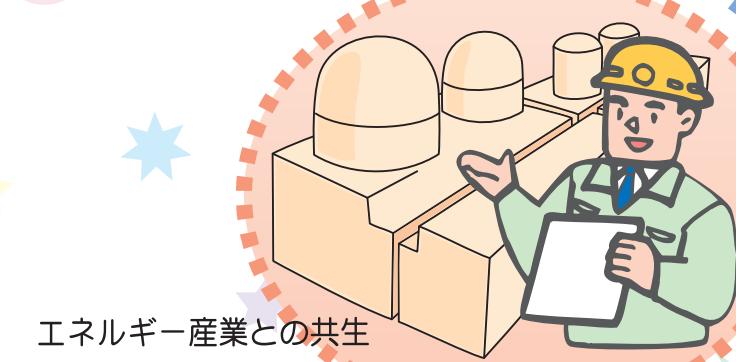


健康福祉拠点ゾーン

高齢社会や住民の健康志向に対応し、保健・医療・福祉機能の充実を図り、住民が幅広く利用できる地域に根ざした健康福祉の拠点ゾーンとします。

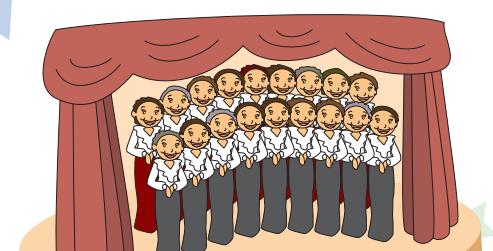


まちづくりの主要施策



高速通信網(FTTH)の整備

FTTH (Fiber to the home)..
ファイバー・トゥ・ザ・ホームの頭文字
であり、各家庭まで光ファイバー・ケーブルを敷設して各種の通信サービスを提供するネットワークの総称



公共施設の適正配置

公共施設については、現存する施設の有効活用、新町の財政状況、地域づくりやコミュニティ活動における機能、施設の安全性、維持管理状況などの諸条件を勘案し、適正に配置します。また、小中学校などは、地域の防災拠点、コミュニティ拠点として複合的な役割を担う施設として位置づけ、施設の安全性に配慮した整備を進めます。

さらに、公共施設の管理については、PFI^{※1}及び指定管理者制度の導入等により民間活力を利用した経営の効率化や利用者へのサービス向上を図ります。^{※2}



※ 1 PFI (Private Finance Initiative : プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)
公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

※ 2 指定管理者制度
地方公共団体の出資法人、公共団体等が管理受託者として公の施設管理を行う従来の「管理委託制度」を改め、「指定管理者」として地方公共団体の指定を受けた者が管理を行う制度。指定管理者の範囲には特段の制約はなく、民間事業者も指定することができる。

財政計画

区分	年度	歳入			
		平成18年度	平成21年度	平成24年度	平成27年度
① 地方税	3,965	3,592	3,022	2,615	
② 地方交付税	1,478	1,143	1,177	1,345	
③ 国庫支出金	1,915	2,149	2,296	2,313	
県支出金	1,108	882	747	742	
④ 繰入金	1,819	100	100	100	
⑤ 地方債	623	966	1,081	131	
その他	658	595	585	577	
合 計	11,566	9,427	9,008	7,823	

区分	年度	歳出			
		平成18年度	平成21年度	平成24年度	平成27年度
⑥ 人件費	1,473	1,393	1,261	1,187	
⑦ 物件費	1,772	1,944	1,989	2,039	
⑧ 扶助費	425	437	449	462	
⑨ 補助費等	935	953	972	991	
⑩ 公債費	636	557	559	634	
⑪ 繰出金	791	1,158	1,050	980	
⑫ 普通建設事業費	5,322	2,773	2,520	1,286	
その他	212	212	208	244	
合 計	11,566	9,427	9,008	7,823	

- ①地方税………地方公共団体が課税する税金のことで、市町村では、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税などがあります。
大飯発電所の大規模償却資産への固定資産税などが含まれます。
- ②地方交付税………地方公共団体の財源の均衡化と保障を図り、その自主性と独立性を強化するために、国が地方公共団体に交付する税のことといいます。毎年度、一定の算式により交付される普通交付税と、当該年度の特殊事情により交付される特別交付税があります。
合併特例法では、合併後10年間は、旧市町村単位で普通交付税額を算出し、その合計額を新町の普通交付税額とすることができます。
- ③国県支出金………国や県から各市町村に対して支出される負担金・補助金・委託金・交付金のことです。
電源立地地域対策交付金や核燃料税補助金などが含まれます。
- ④繰入金………市町村の貯金に当たる基金の一部を取り崩して運用する資金です。
- ⑤地方債………市町村が財政上必要とする資金を外部から調達するために生ずる債務です。
合併特例法に基づく合併特例債などが含まれます。
- ⑥人件費………議会議員及び各種委員の報酬、特別職及び一般職の給与などです。
- ⑦物件費………施設の運営管理などに要する委託料、賃金、備品購入費、使用料などです。
- ⑧扶助費………生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法などの法令に基づいて支出来る経費です。地方自治体独自の支出も含まれています。
- ⑨補助費等………各種団体などに対して支出する補助金・負担金・交付金などです。
- ⑩公債費………地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金です。
- ⑪繰出金………各特別会計への繰出金の合計額です。
- ⑫普通建設事業費………道路や各種公共施設、公営住宅などの新設・増設や改良にかかる経費です。